

子どもたちの権利を保障するための要請署名にご協力ください

横浜学童保育連絡協議会 〒231-0012 横浜市中区相生町2丁目27 宇田川ビル3階 電話 045-662-7244
横浜市従学童保育指導員支部 〒220-0031 横浜西区宮崎町25 電話 045-241-0005

学童保育が、継続して子どもの安全と保護者の就労を守る社会的役割を継続して担っていくために

学童保育の充実と発展を求める要望書

要請団体： 横浜学童保育連絡協議会
横浜市従学童保育指導員支部
連 絡 先： 横浜市中区相生町2-27宇田川ビル3階
TEL 045-662-7244

要望項目① 学童保育の保護者負担金を軽減し、放課後キッズクラブとの保育料格差を是正するために

児童数の増減や物価高騰に影響されずに、安定した学童保育の運営を継続できるよう補助金を加算してください。

要望項目② 施設賃借料等の保護者負担金を軽減するために

施設賃借料が月額20万円を超えるクラブに対し、加算補助を行ってください。また、更新料が必要なところには更新料を加算できるようにしてください。

要望項目③ 学童保育の質の向上に不可欠な指導員の雇用を保障し、社会的役割に見合った処遇にするために

指導員が安心して長く働き続けられるような雇用基準(勤務時間と基本賃金)を定め、かつ横浜市独自の経験給制度を実施してください。

要望項目④ 新一年生や配慮が必要な児童の安全な通所を確保し、現場の送迎負担を軽減するために

児童の送迎に係る付き添い人件費や交通費への財政支援を創設し、市が実施した実態調査の結果に基づき、新一年生や配慮児童等の実情に即した柔軟な支援制度を構築してください。

氏 名	住 所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、陳情署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。
・この署名は、陳情署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。
・外国籍・外国住所の方も有効です。
・年齢は問いません。

取扱団体

学童保育

子どもたちの権利を保障するための要請書

子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができるように「子どもの権利条約」に基づいて、次の9項目を要請します。

要請団体： 子どもを守る横浜各界連絡会
連 絡 先： 横浜市区宮崎町 25
TEL 045-241-0005 FAX 045-241-4987

要請項目

- 子どもたちへの心のケアとゆきとどいた教育を保障するため、市の予算を充てて、市内の小学校・中学校・高等学校の20人学級を実施してください。
- 学童保育と放課後キッズクラブの保育料の格差を是正するために学童保育の補助金を増額してください。
- 中学校給食はデリバリー型ではなく、小学校と同じようにあたたかい給食が食べられる学校調理方式(自校調理・親子方式等)で実施してください。
- 高校の学費(入学金、教科書代など)を全員無償化してください。就学支援金を拡充し、授業料以外に必要な費用の負担を軽減するようにしてください。横浜市高等学校奨学金を増額してください。
- 児童福祉法24条1項に基づいた保育実施責任を、すべての保育施設・事業において果たしてください。また横浜市として国に要請してください。
- 学校に行かれない子どもたちが利用するフリースクール等利用費を、保護者に直接助成する制度を作ってください。
- 急増する児童虐待へ迅速に対応するため、法改正を踏まえた6館目の児童相談所を増設してください。区や児童相談所の人員増と人材育成を強化してください。また、長期化・個別化対応児童の増加、並びに常に満員状態の一時保護所等の体制強化をすすめるとともに、発生後の対応強化だけではなく、「予防的支援」へ抜本的に転換するために必要な施策をすすめてください。
- 2027年に開催が予定されている国際園芸博覧会について、障害のある子どもたちも会場内を安全に、自由に移動できるようにしてください。あわせて、小・中学生は無料にしてください。
- 子どもたちのために、学校図書館の開館時間を増やし、学校司書が専門職として支援できるようにしてください。また、年間勤務時間数の上限(1020時間)を撤廃し、週5日・週29時間、通年勤務できるようにしてください。

氏 名	住 所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、陳情署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。
・この署名は、陳情署名です。全国すべての地域の方々の署名も有効です。
・外国籍・外国住所の方も有効です。
・年齢は問いません。

取扱団体

各界連